起業・新事業創出支援事業
委託仕様書

この業務仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が業務に関する知識・ノウハウを有する　　（以下「乙」という。）に委託して行う「スタートアップ認知向上・意識醸成事業」及び「テック系起業家支援事業委託業務」、「アカデミアシーズ創出支援事業」の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

Ⅰ　スタートアップ認知向上・意識醸成事業

１　本業務の内容

ビズスタふくしまの運営

① 創業支援情報の収集

国や県、市町村、創業支援機関、商工団体、金融機関等の担当部署に定期的に連絡を取るなどにより、鮮度の高い情報を収集し、速やかに掲載すること。情報収集・掲載の頻度は、少なくとも週１回以上とする。

② 起業の参考となる記事の作成

起業に関心を持つ方の参考となるよう、以下の記事を掲載すること。

ア　県内で活躍する先輩起業者のインタビュー記事を制作し、掲載すること。委託期間中、県内全域から偏りなく１０者以上（そのうち４者程度は県外からの移住による起業者）の記事を制作すること。

③ 本ウェブサイトの更新・改善

創業のメリットを紹介する既存のページなど、本ウェブサイト内のページを随時更新するとともに、本ウェブサイトの機能や掲載項目、構成等について、より効果的なものとなるよう随時見直しを行うこと。

ア　本ウェブサイトがより多くの起業関心者の目に触れ、活用される機会が増えるよう、ＳＮＳ及びＷＥＢ広告を活用するなど、本ウェブサイトの効果的な広報を企画し実施すること。

イ　県外からの移住による起業促進を図るため、県内に限らず首都圏等の県外向け広報を企画し、認知拡大と利用者増加を図ること。

ウ　ビズスタふくしまのサイト内にあるふくしまベンチャーアワードのページを過年度分も含め、更新すること。

④ 効果測定

本ウェブサイトの全ページについて、訪問者数や滞在時間、ページ閲覧数、リンクしたサイトのアクセス数等の詳細ログを取得・解析し、利用状況や運営の効果を検証すること。

２　成果目標

ビズスタふくしまのページ閲覧数を事業期間中に２回以上、１万件以上/月とすること。

Ⅱ　テック系起業家支援事業

１　本業務の内容

（１）拠点の設置

本業務の運営の履行にあたり、事業費の範囲内で活動拠点を設置すること。事業の

効率的遂行の観点から、活動拠点を複数設置することを妨げない。
営業日及び営業時間は、月曜日から金曜日まで８時３０分～１７時１５分を原則とする（祝日及び１２月２９日～１月３日の間は除く）。
（２）甲との調整
甲と随時調整を行い、本業務の総括をする（月１回程度、進捗状況の共有を行うこと）。
（３）体制整備
本業務の活動を行うコーディネータ等を予算の範囲内で配置することとし、確実な成果を出すため、人数は３名とする。県内外のスタートアップに訪問・面談し、県内企業や適切な支援機関につなぐことができる人材を確保すること。
※期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日
（４）事業計画
本業務にあたっての事業計画及び活動目標を策定し、必要に応じて見直しを図ること。
（５）情報発信
県が進める施策への理解促進等のため、事業費の範囲内でホームページ等によりスタートアップにおける県の取組を広く発信すること。
（６）コーディネータ等の業務
コーディネータは、テック系スタートアップ等の技術分野の相談窓口となるため、県内企業及び県内外の支援機関等と積極的にネットワークを構築し、県内全域に存在するスタートアップを後押しし、一体的・総合的に支援することを目指す
① テック系スタートアップの相談窓口の対応
テック系スタートアップの技術分野の相談窓口として、各種技術相談を受け、適宜、公設試験研究機関や創業支援機関等と連携し課題解決の可能性を見出す。
② スタートアップと県内企業等間のマッチング
県内外のテック系スタートアップと県内企業等をマッチング（成約）すること。
※マッチング（成約）の定義は、単なる面談に終わらず、その後試作開発や技術導入等が行われたこと
③ テック系スタートアップ向けセミナーの開催
テック系スタートアップに関連するセミナーを企画し、３回以上開催すること。
④ Ｆターン起業イベント等の開催
ア　首都圏での個別相談会を６回以上開催すること（各回３名程度）。
イ　県の創業支援機関等の専門家を派遣し、相談に応じること。
ウ　開催にあたっては、専用のホームページやＳＮＳ等を活用し、広く広報すること。
エ　首都圏において、Ｆターン起業者の体験談の紹介やワークショップ等を通じて、起業への関心を喚起するフックイベントを企画し、１回以上開催すること。
⑤ ネットワーク構築
ア　県内の創業支援機関、公設試験研究機関のネットワークを積極的に構築すること。必要に応じて、関係する協会や協議会の会員活動に参加すること。

イ　首都圏等の創業支援機関・施設のネットワークを積極的に構築すること。
ウ　相談のあったテック系スタートアップ等のネットワーク形成(メーリングリスト、Slack 活用等)を行うこと。

⑥ 県の創業支援事業への協力及び参加

ア　県の創業支援事業（起業・新事業創出支援事業）のセミナー講師や技術相談等の協力を行うこと。

イ　県の創業支援事業（起業・新事業創出支援事業等）へ参加し、テック系スタートアップの発掘を行うこと。

⑦ 日報作成及び各訪問記録の作成

ア　日報を作成すること。

イ　大学及び企業等の訪問記録を作成し、データベース化すること。

（７）その他

テック系スタートアップの育成・集積の促進に必要な業務内容については、甲との協議の上で決定すること。

３　成果目標

事業実施にあたっては、以下の成果目標を目指すものとする。

（１）県内外スタートアップ訪問件数　８０件
（２）県内外スタートアップ相談件数　６０件
（３）県内（サポート）企業訪問件数　２００件
（４）県内（サポート）企業相談件数　７０件
（５）スタートアップと県内企業等のマッチング（成約）件数　５件
（６）テック系スタートアップ向けセミナー企画・開催　年３回
（７）Ｆターン起業個別相談会　相談者１８名以上
（８）Ｆターン起業フックイベント　参加者２０名以上

Ⅲ　アカデミアシーズ創出等事業

１　本業務の内容

（１）県内大学等のスタートアップ候補者の発掘から伴走支援業務

県内大学発スタートアップ創出のため、大学等における起業機運の醸成に繋がる候補者の発掘から伴走支援を行う。

①　県内大学等の教員が保有する研究成果やシーズ等について、事業化を目指す者を幅広く発掘し、計画的かつ効率的な訪問活動を実施する。

平成３０年度から令和７年度（８年間）（※）までに県が発掘、選定した候補者及び上記①で新たに発掘した候補者を設立から事業化に導くに当たり、当該候補者の個別の状況に応じて、事業内容や技術・知的財産、組織、財務等における解決すべき課題を整理の上、支援機関等と協力しながら、各課題解決に向けた伴走支援を企画・実行する。

（※）平成３０年度～令和２年度　リーディング起業家創出事業
令和３年度～令和５年度　大学発イノベーティブ・ベンチャー創出事業

令和６年度～令和７年度　　アカデミアシーズ創出等事業

ア　伴走支援リストを作成・更新し、訪問活動を実施する。

イ　試作開発費（社会実装費）等を支援し、適宜産業支援機関や県内企業等との連携を図る。プロトタイプ試作（1,000千円×7者程度）、商品試作（2,000千円×3者程度）。

ウ　発掘した候補者に対して、事業化を見据えて、知財戦略に関する助言や権利化を支援する。（10者程度）

エ　発掘した候補者に対して、経営人材等の確保、製造パートナーとのマッチング等の対応を行うこと。

（２）未来の起業家育成プログラムの実施

①　大学生向け起業家育成プログラム

ア　県内の大学生等を対象に、起業意欲を喚起するようなセミナーを１回以上開催する。

イ　起業教育が盛んな先進地もしくは県内スタートアップ施設の視察研修を行う（参加者10名程度：視察研修は日帰りかつバス移動で開催できる行程とする）。視察先等は甲と協議のうえ、決定すること。

②　中高校生向け起業家育成プログラム

ア　県内の中高生を対象に、先輩起業家を講師に招き、起業の興味関心を喚起するようなワークショップ等を県内で１回以上実施する（開催にあたっては、中学・高校どちらでの開催も可）。

（３）情報発信ならびに調査

①　各大学等の教員や学生等に対して事業内容を広く発信し、大学発スタートアップに関する意識の喚起や各取組への参加を促進するため、イベントの事前告知や事業成果等を紹介するウェブサイト（HPやSNS等）を構築運営する。

②　必要に応じて県外での先進事例の調査など、本事業の効果を高める活動を行う。なお、本取組については、事前に甲の承認を得た上で実施すること。

③　県内大学発スタートアップに関する現状を詳細に把握することにより、今後の施策を効果的に発展・改善できるよう、経済産業省の産業技術調査（大学発ベンチャー実態等調査）の手法等を参考に、県内大学発ベンチャーの設立数や概要、存続状態等をデータベース化するとともに、２社程度を抽出してヒアリングを行う。

（４）県内創業支援機関のネットワーク強化及び支援人材の育成

起業に関する身近な相談窓口とである県内創業支援機関のネットワーク強化を目的とした連絡会議を開催する。

①　連絡会議等の開催

ア　年２回以上、創業支援機関が参加する連絡会議を開催すること。

イ　会議内容は事前に甲と綿密に調整して決めること

ウ　会議当日の運営については、福島駅西口インキュベートルームと連携の上、実施すること。

エ　参集機関は、福島県インキュベート施設ネットワーク協議会構成員とするが、別途甲から指示のあった場合には、参加機関を追加すること。

② 支援人材スキルアップ事業

県内支援機関と連携し、県内各地の支援人材がスキル向上に繋がるような企画を実施すること。

３ 成果目標

事業実施にあたっては、以下の成果目標を目指すものとする。

（１）大学発スタートアップの候補者発掘から伴走支援業務

① 県内大学等の教員への訪問 年間４０者以上

② 県内大学等の教員への企画提案 年間６者以上

③ スタートアップに繋がる有望な候補者を１０者以上発掘する。

④ 本事業（県過年度事業も対象）に関連する県内大学発ベンチャー企業を１社以上創出する。

（２）未来の起業家育成プログラム

① 県内の大学生向けセミナーの参加者数（３０名以上／回）

② 県内の中高生向けワークショップ等開催 年１校以上

Ⅳ 業務報告

月次報告書を作成し、翌月に提出すること。なお、契約最終月の報告書は委託業務完了日まで提出する。

Ⅴ 委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日（火）まで

Ⅵ 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

（１）（別記第１号様式）委託業務着手届

（２）（任意様式）委託業務実施体制

（３）（任意様式）委託業務実施工程表

（４）（別記第２号様式）委託業務完了報告書

（５）（別記第３号様式）収支決算書

Ⅶ 成果品

委託契約書第10条第１項に定める成果品は次のとおりとする。

（１）本業務の一連の取組結果が分かる資料

（２）その他関係書類

Ⅷ 委託料の支払い

委託契約書第11条第１項により支払いを請求しようとするときは、別記第４号様式によるものとする。

また、委託契約書第11条第５項に定める委託料概算払請求書については、別記第５号様式のとおりとする。なお、委託契約書第11条第７項により、委託契約書第10条第２項の確定額を超えた場合には、別記第６号様式により甲の指定する日まで報告するものとする。

Ⅸ　契約に関する条件等

（１）乙は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
　　業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に甲と協議して了承を得ること。
（２）国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。

Ⅹ　関係書類の整備

　委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を５年間保存すること。